



副会長  
福田 賢三

## これからの弁理士業界の環境変化について

### monthly word

#### 今月のことば

ご存じの通り、数年前から弁理士試験の合格者及び新規の弁理士登録者数が増加している。例えば、平成13年度では弁理士試験合格者数が315名、平成14年度は466名、平成15年度は550名で、3年間の試験合格者を含めた新規総登録者数が1,306名にもなり、現在の会員総数5,700名弱の内、約23%にも達している。

また、今年度、次年度など今後とも試験合格者数がますます増加して新規の登録者数が急増するであろうし、今年から新設された法科大学院においては、3年後に約6,000名の卒業生が輩出されて3,000名程度が法曹界に参入し、その内数百人以上が弁理士登録するのではないかと予想されている。したがって、10年以内に会員数が1万人を突破することは確実である。

そこで、このように急増する弁理士会員数に対して、日本弁理士会、及び我々弁理士を取り巻く環境が著しく変化することになるので、この環境変化と、その対応に付いて考察してみる。

#### 日本弁理士会における環境変化について

(1) 現在の日本弁理士会の役員は、正副会長、監事及び常議員であって、会務の意思決定機関は、最高の総会と、その次の正副会長会のみであり、また意思決定機関の審議に基づく執行機関は正副会長会だけである。このような構造の審議及び執行機関では、ほとんどの会務を正副会長会が処理することになるのできわめて多忙である。そして、会員数の急増に伴って、これまでには予想できない膨大な会務、審議の案件が発生する可能性があ

り、正副会長会だけでは到底処理することができない。また、会員は、増加するにしたがって遠隔地にまで分散することになり、これらの会員の思想、意見などを会務の審議に十分に反映できないばかりでなく、遠隔地の地方会員に正確な情報を迅速に提供できない可能性がある。

したがって、新たな役員制度として理事会及び常務理事会を意思決定機関として新設し、総会に次ぐ審議案件を理事会が、また理事会に次ぐ審議案件を常務理事会がそれぞれ別個に審議することにより、意思決定機関と執行機関とを分離させて妥当性、透明性のある会務の審議を図るとともに正副会長の負担を軽減し、しかも遠隔地の会員を理事や常務理事に選任することにより、会務の正確な、新鮮な情報を地方会員に迅速に伝達できるとともに、地方会員の意見、思想などを会務に反映させることができる。

このような構造の役員制度は、これからの会員数が急増する日本弁理士会にとって必要不可欠と思われる。

(2) 現在の弁理士会員の分布状況は、関東が60.8%、近畿が24.5%、東海が9.9%であって、その他の4.8%の会員がそれ以外の地域に事務所を設置している。換言すると、95.2%の会員が関東、近畿及び東海の地域に事務所が有り、4.8%の会員がその他の地域で事務所を設置して、それぞれ知的財産権の業務に貢献している。

しかし、このような会員の分布状況では、地方の地域産業や各種の団体に対し、高度な知的財産の支援や昂揚普及を望むことができないし、また

彼らが要望している高度な知的財産のサービスを提供することができない。更に、地方会員に対しては、活性化された正確な情報を発信し難いし、また日本弁理士会での会務や委員会などの活動への参加もあまり期待することができない。

そこで、関東、近畿及び東海以外の日本全域をいくつかのブロックに区分して支部化し、支部内で会員に活発な活動を求めることにより、地方地域における地方公共団体、その他の団体に対して知的財産の支援や昂揚普及を果たすことができるし、また会員相互の交流を図ることができるものと思われる。

(3) 弁理士が急激に増加すると、日本弁理士会での委員会、研修会、総会、セミナーなどが頻繁に開催されることになるので、それらを実施するスペースが必要となる。そうすると現在の弁理士会館ではあまりにも狭いので、会員の増加に伴った規模のスペースが必要となる。また、事務局で事務処理してもらっている事務員にしても、現在の40名強では、激増する事務案件に対して到底対応できないので、迅速に、適格に処理できる有能な事務員を補強する必要がある。

(4) これからの知的財産業界は、高度な技術と実務能力などを備えている弁理士を求めているので、これから新規登録する弁理士には、それなりの資質を備えさせる必要がある。そのためには、特に新規に登録する弁理士に対して一定レベルの技術、法律及び実務の要件を課し、それらの要件を満たさない場合には、日本弁理士会が実施する研修会に参加させて全ての要件を充足させることにより、知的財産業界が求める有能な弁理士を多数輩出することができる。

### 弁理士における環境変化について

(1) 知的財産を核とした産業の活性化を図るためには、世界に通用する知的財産人材が求められ、その知的財産人材としては弁理士がもっとも近い位置におかれている。したがって、これからの理想的な弁理士としては、知的財産の実務に十分に

精通していること、先端技術や法律に精通していること、知的財産として重要な位置付けにある国際性にも精通していること、など高度な専門的知識が要求されることになる。

そのためには、弁理士であっても不得意な分野に関しては、国家機関や民間、若しくは日本弁理士会が実施するセミナーや研修に積極的に参加し、知的財産業界から要望される資質の高い弁理士となるように自己研鑽する必要がある。

(2) 弁理士法第4条に規定する弁理士との業務範囲は、会員の増加に伴って増加するとは期待できない。そのため、これから弁理士が急増することにより、弁理士の業務範囲が次第に分散化される可能性がある。

したがって、弁理士としては、専権以外の業務範囲、例えば農産種苗法関連の業務、著作権の登録や移転の登録、関税定率法に関する知的財産関係の業務、知的財産に関するADRの代理などの法律的、手続的知識にも精通して、業務を実行する必要がある。

(3) 知的財産については社会的関心が著しく高まり、これまでにあまり関係していなかった団体や企業までもが知的財産の世界に参加している。そして、このような団体などは、知的財産に関して様々な情報やニーズを求めて発展的に接触しようとしている。

したがって、これからの弁理士は、知的財産に関する様々な情報や知識を蓄えるために、日本弁理士会、その他で実施する会務、研修などに積極的に参加し、習得する新鮮な情報などを団体などに広範に発信する必要がある。